

表面もあります

所有(見込)免許・資格

年	月	日	教員免許・資格	授与権者	更新制廃止前の免許状の有効期限※
(記入例1) 平成20	3	31	中一種(数学)、高一種(数学)	山形県教育委員会	A
					B
(記入例2) 平成22	3	31	中一種(国語)	山形県教育委員会	A 令和2年3月31日
					B 令和12年3月31日
					A
					B
					A
					B
					A
					B
					A
					B
					A
					B

※更新制廃止前の「免許状の有効期限」について、以下に該当する方は、次のとおり記入してください。

(記入が必要な方)

- 平成21年4月1日から令和4年6月30日までに授与された免許状のみを所有する方のうち、免許状に記載されている有効期間の満了の日が令和4年3月31日までの方。

(記入の方法等)

- A欄には、免許状に記載されている有効期間の満了の日を記入してください。
- B欄には、免許状の更新・有効期間延長の手続きを行った後の、有効期間の満了の日を記入してください。
- 複数の免許状を所有する場合、有効期限は最も遅い期日に自動的に統一されています。

特技、免許教科以外の得意教科・科目	指導できる体育活動・文化活動
三親等以内の教育関係者(近親者の続柄・氏名・所属)	その他(配慮してほしいこと等)

障がい	障がい名	手帳	級・程度	配慮希望
			有 ・ 無	級(程度)

※ この欄の記入は必須ではありません。障がいのある方を雇用した場合、厚生労働省への障がい者雇用状況の報告のため、ご本人に同意を得たうえで、必要な情報をいただくことになります。

- 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当教育委員会の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は山形県ホームページ掲載の条文をご参照ください。
(URL:<https://www.pref.yamagata.jp/700026/bunkyo/kyoiku/kyoin/rinzi2.html>)

備考(この欄は、記入する必要はありません。)